



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 バンドー化学株式会社
代 表 者 取締役社長 吉井 満隆
上場取引所 東京第一部
コード番号 5195
問い合わせ先 総務部長 雪永 剛
T E L 078-304-2917

役員向け業績連動型株式報酬制度の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 14 日開催の取締役会において、当社の取締役（業務執行取締役でない取締役および海外居住者を除く。以下、同じ。）および当社と委任契約を締結している執行役員（海外居住者を除く。以下、同じ。）を対象に、新たなインセンティブプランとして、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議しましたが、本日開催の取締役会において、下記のとおり本制度に関する議案を本年 6 月 23 日開催予定の第 93 期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することを決議するとともに、本制度の詳細を決議しましたので、お知らせします。

なお、当社は、本株主総会において定款変更議案が承認可決されることを条件として「監査等委員会設置会社」へ移行する方針であります。

※本株主総会では、本議案と併せて株式併合に係る議案を付議することとしており、本開示内容における取得株式数（交付株式数）は、株式併合の効力発生前の状況を記載しております。

株式併合の詳細につきましては、平成 28 年 3 月 28 日開示の「単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

記

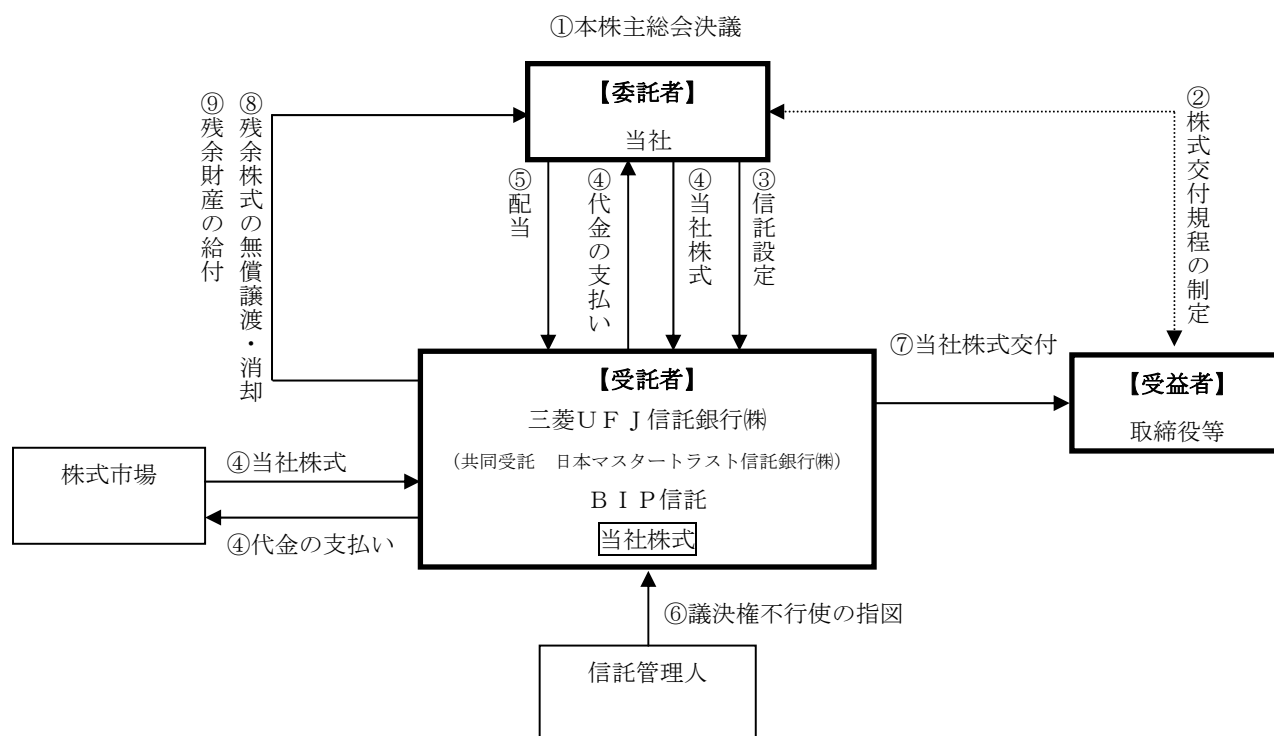
1 本制度導入の目的

- (1) 当社は、取締役および執行役員（以下、併せて「取締役等」という。）を対象に、取締役等の報酬と当社株式の価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入します^(※1)^(※2)。
- (2) 本制度の導入にあたっては、本株主総会において取締役報酬の承認決議を得ることを条件とします。
- (3) 本制度を導入するにあたり、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下、「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用する予定です。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、B I P 信託により取得した当社株式を業績目標の達成度等に応じて取締役等に交付するものです。

(※1) 本制度の導入により、取締役の報酬は、「基本報酬」、「利益連動給与」および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査等委員である取締役の報酬については、従前どおり、「基本報酬」のみにより構成されます。

(※2) 当社は、諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置しており、報酬委員会において、本制度の導入について審議し、報酬制度に係る決定プロセスと結果の透明性、客観性を確保しています。

2 B I P 信託の仕組み



- ①当社は、本株主総会において本制度の導入に関する取締役の報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は、取締役会において本制度の導入に関する取締役等の報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は、①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得いたします。本信託が取得する株式数は①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における業績達成度等に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式が退任時に交付されます。
- ⑧信託期間中における業績目標の未達等により信託終了時に残余株式が生じた場合、追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時の清算にあたり、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 当社は、本株主総会決議で承認を受けた株式取得資金の範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が信託に金員を拠出し、当該信託がこれを原資として当社株式を取得し、業績達成度に応じて当社の取締役等に当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度です。ただし、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、取締役等の退任時とします。

(2) 本制度の導入に係る株主総会決議

本株主総会では、取締役の株式報酬のために本信託に拠出する信託金の上限額および交付する株式数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、下記(4)の2段落目による本信託の継続を行う場合には、本株主総会で承認を受けた範囲内で、本信託への追加拠出を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等には、その退任後に、受益者要件を満たしていることを条件として、退任時の累積ポイント数（下記(5)に定める。）に応じた数の当社株式を本信託から交付します。

受益者要件は以下のとおりです。

- ①信託期間中に当社の取締役等として在任しており（下記(4)に定める対象期間中に新たに取締役等になった者を含む。）、その後、信託期間中に取締役を退任したこと※
- ②国内居住者であること
- ③下記(5)に定める累積ポイント数が決定されていること
- ④その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ただし、下記(4)の4段落目による信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が取締役等として在任しているときには、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式が交付されます。

(4) 信託期間

本制度の対象期間は、中長期経営計画“Breakthroughs for the future”（未来への躍進）の第1ステージの残存期間2年と第2ステージの5年を合算した7年間（平成29年3月末で終了する事業年度から平成35年3月末で終了する事業年度までの7事業年度）（以下、「対象期間」という。）といたします。

信託期間の満了時に本制度を継続する場合、追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、以降の5事業年度を対象としたうえで信託期間を5年間延長し、信託期間ごとに、下記(7)で定める信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、下記(7)で定める信託金の上限額の範囲内とします。

また、本制度を継続せず、信託期間の満了時に本制度を終了するに際し、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付

与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式の交付が完了するまで、最長で10年間は本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 取締役等に交付される株式数

取締役等には、信託期間中の毎年一定の時期に、一定の算定式に従って、同年3月31日で終了した事業年度における業績目標の達成度等に応じてポイントが付与され、各取締役等の退任時に、ポイントの累積値（以下、「累積ポイント数」という。）に応じて1ポイントにつき1株の当社株式が交付されます。ただし、株式交付ポイントは、連結当期純利益が30億円以上であり、かつ単体当期純利益が損失とならない場合に付与できることとします。

※初回のポイント付与は、平成29年3月末日で終了する事業年度を基準とします。

※当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

(6) 取締役等に対する当社株式の交付方法および時期

受益者要件を満たす当社の取締役等が退任する場合、退任時まで付与された累積ポイント数に相当する当社株式について本信託から交付を受けるものとします。

(7) 本信託に拠出する信託金の上限額および取得株式数（交付株式数）の上限

当社は、対象期間における取締役への報酬として、1年あたり5千万円を上限とし、これに対象期間の年数7を乗じた合計金額3億5千万円を上限とする金員を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする株式報酬のための信託を設定します。この株式報酬のために拠出する取締役の1年あたりの上限額5千万円は、金銭報酬枠の減額分に相当しますので、金銭報酬と株式報酬を合わせた報酬枠の総額は従来と同額となります。

また、信託期間の満了時に本制度を継続する場合、信託期間ごとに合計2億5千万円の範囲内で追加拠出します。

取締役が本信託から交付を受けることができる1年あたりの当社株式は、108,000株を上限とします。そのため、本信託により取締役に交付が行われる当社株式の総数は、対象期間（7年間）については756,000株、延長された信託期間（5年間）については、信託期間ごとに540,000株が上限となります。

また、当社と委任契約を締結している執行役員も本制度の対象とします。その場合、対象期間の執行役員への報酬として本信託に拠出する金員は、1年あたり2千5百万円を上限とし、本信託から交付を受けることができる1年あたりの当社株式は、54,000株を上限とします。

これにより、取締役等への報酬として本信託に拠出する金員は、対象期間（7年間）で合計5億2千5百万円が上限となり、取締役等が本信託から交付を受けることができる当社株式の総数は、対象期間で1,134,000株が上限となります。

延長された信託期間（5年間）については、取締役等への報酬として本信託に拠出する金員は、信託期間ごとに合計3億7千5百万円が上限となり、また、取締役等が本信託から交付

を受けることができる当社株式の総数は、信託期間ごとに 810,000 株が上限となります。

なお、実際に本信託に拠出する金員は、本信託による株式取得資金に本信託制度導入に係る費用を加えた合算金額とします。

※執行役員を交付対象とする当社株式の取得のための金銭と取締役を交付対象とする当社株式取得のための金銭は、本信託において勘定を分けて管理します。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(7)の本信託に拠出する信託金の上限額および取得上限株式数の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しております。取得方法の詳細については、本株主総会決議後にあらためて当社で決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により本信託内の株式数が、各取締役等の累積ポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(7)の本株主総会の承認を受けた信託金の上限額および取得上限株式数の範囲内で、本信託に追加で金銭拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に対する剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託期間(上記(4)の4段落目の信託期間の延長が行われた場合には、延長後の信託期間)の終了時に残余が生じた場合には、地域社会への還元策として、当社および当社の取締役等と利害関係のない団体に寄付する予定です。

(11) 信託終了時の取扱い

信託期間(上記(4)の4段落目による信託期間の延長が行われた場合には、延長後の信託期間)の終了時に残余株式が生じた場合は、株主還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

[ご参考]

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 当社の取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成28年8月（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成28年8月（予定）～平成35年8月（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成28年10月1日（予定） （平成29年3月末日で終了する事業年度を基準としてポイントの付与を開始） |
| ⑩議決権 | 行使しないものといたします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 5億2千5百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬帰属権利者 | 当社 |
| ⑭残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とする。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上